

下関市における市民参加の現状について（概要）

市民参画条例（仮称）の策定にあたりましては、基本的に審議会の皆様に議論をお願いできればと思っております。しかしながら、市民参加は市として既に実施しているものも多くあることや、昨今のボランティアや NPO といった市民活動の進展などを考慮していただければと思います。下記に下関市が実際に取り組んできている現状を報告します。

1) 既存施策中で市民参加を頂いているものについて

下関市では、「市政の主人公は市民である」を基本理念におき、既に市民の意見を広く求めるよう努力してきています。

(1) 市民の意見を広く集めるもの

分野を問わず広く集めるもの

- ・ 市長へのはがき・Eメール業務
- ・ 市長ふれあいティータイム業務

特定の施策に反映させるために市民の意見を広く集めるもの

- ・ アンケートの実施
- ・ 意見の公募

(2) 政策立案や運営に市民の声を反映させるもの

ワークショップを開催（総合計画、施設建設、公園整備）

- ・ 協議会等を設置

(3) 市民に市政を知る場を提供するもの

- ・ 出前講座

2) 審議会や運営委員会等を設置することによって市民の意見を取り入れる

市役所が仕事を進める中で、審議会や運営委員会等を設置するという方法で市民の皆様からの意見を伺うという方法が最もよく執られている方法です。審議会や運営委員会等に類するものは平成13年4月1日現在で、216設置されています。

この中には専門的知識が必要な為に公募ができない、あるいは個人情報に関するものであるため公募が出来ないもの等もあることから、平成13年4月1日現在では公募を実施・予定・検討しているものは22となっています。また、直接公募を実施せず、市民活動団体等から推薦をいただく形で加わっていただくケースもあります。

3) 市民活動団体との協働について

全国的にもボランティアやNPOといった団体が注目をあびていますが、下関市におきましてもすでに様々な市民活動団体が存在し、行政では提供できないサービスを提供したり、あるいは行政とは違った方法で公共性のある事業を行なったりしています。

現在、市民活動課内にあるNPO等支援センターにおいて団体の情報交換を目的に、市民活動団体の活動内容に関する情報を提供して頂いている団体だけでも昨年12月現在で43団体にのぼっております。

このような中で、今後、下関市全体としてよりよい未来を築く為には、市・市民・企業といういままでの枠組みに市民活動団体を加え、それぞれが責任をもってまちづくりに取り組んでいく必要があると思われまます。

市では、市民活動課を設置するなど市民活動を支援してきているところではありますが、今後、さらに活動しやすい環境を作るために、市・市民・企業・市民活動団体の役割を整理し、協働のあり方を条例の中に明確にさせていただきたいと思っております。

なお、現在の市と市民・市民活動団体との協働につきましては次の2つに大別されます。

- (1) 公募などにより市民に参加を求めるもの
- (2) 市民活動団体等に事業運営依頼・協力、業務委託等を行っているもの

4) 情報公開について

市民参画を進めて行く上で、市と市民とが協働していくことが重要ですが、協働を進めて行く中におきまして、お互いの情報の共有、つまり市役所からの情報公開を求められるケースが数多くあります。市民に対する説明責任(アカウントビリティ)を明確にすることにより、市と市民が信頼関係を築くことができると思われまます。

下関市におきましては、既に下関市公文書公開条例と下関行政手続条例が下記の通り施行されています。

- ・ 下関市公文書公開条例(H7.10.1 施行) 下関市例規集 1-2301
目的等：市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保
- ・ 下関行政手続条例(H9.7.1 施行) 下関市例規集 1-3351
目的等：行政運営の公正の確保と透明性の向上

市民参画条例(仮称)の中に情報公開を盛り込むのであれば、これらとの調整が必要になってくると思われまます。

なお、市では現在、ホームページ等を使って積極的に情報公開に努めております。